

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、そ
の翌日が休日には、そ
の翌日)

六条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年八月二十七日

鳥取県知事 片山善博

(病院、診療所又は薬局)

- ◇告示 結核予防法による医療機関の指定 (健康対策課)
 - 結核予防法による医療機関の指定の辞退 (々)
 - 被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退 (々)
 - 被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退 (々)
 - 被爆者一般疾病医療機関の名称等の変更 (々)
 - 林業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託 (林務課)
 - 保安林の指定の解除 (森林保全課)
 - 保安林の指定予定 (四件) (々)
 - 保安林の指定の解除予定 (六件) (々)

告示

鳥取県告示第五百四十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人旗ヶ崎内科クリニック	米子市旗ヶ崎九丁目一四一二九	平成十一年三月一日
せのお小児科内科医院	東伯郡赤崎町大字赤崎一九八四一〇	々
みやもと産婦人科医院	鳥取市叶二九三一七	平成十一年四月一日
岡田内科クリニック	鳥取市富安二丁目一二八一	平成十一年五月十五日
湯川医院	東伯郡三朝町大字三朝九六七一一	々
たけのうち診療所	境港市竹内町七九一一八	々
土井医院	東伯郡東郷町大字龍島五〇八一	平成十一年五月十九日
医療法人輝会森広眼科	倉吉市上井町一丁目一五六一四	平成十一年五月一日
加藤医院	八頭郡用瀬町用瀬三八二	平成十一年五月十三日
野田整形外科医院	米子市上福原五丁目一二一六五	平成十一年五月十九日
医療法人社団鳥飼内科	倉吉市昭和町一丁目六二	平成十一年五月二十六日
野坂純歯科医院	米子市両三柳八八二	平成十一年六月一日
フジタ診療所	米子市大篠津町四六九四	平成十一年六月十四日
はまゆう診療所	鳥取市野寺六二一	平成十一年七月十五日
フラー薬局	日野郡溝口町溝口二一一	平成十一年四月一日
鬼守調剤薬局	日野郡溝口町溝口一七三一五	平成十一年四月八日
サフラン薬局	米子市祇園町二丁目一四一二〇	平成十一年四月十九日
よなご薬局	米子市車尾二二九四一	平成十一年六月二十四日
あすか薬局	西伯郡岸本町吉長五八一	々

鳥取県告示第五百四十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年八月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

(病院、診療所又は薬局)		所 在 地	辞退年月日
名 称			
旗ヶ崎内科クリニック	米子市旗ヶ崎九丁目一四一二九	平成十一年二月二十八日	平成十一年三月一日
せののお小児科内科医院	東伯郡赤崎町大字赤崎一九八四一一〇	ク	平成十一年三月四日
湯川医院	東伯郡三朝町大字三朝九六七一	平成十一年三月二日	平成十一年三月一日
岡田内科クリニック	東伯郡富安一丁目一二八一	平成十一年三月三十一日	平成十一年四月一日
面谷外科医院	鳥取市吉方温泉四丁目三一五	ク	平成十一年四月十五日
たけのうち診療所	境港市竹内町七九一八	境港市竹内町七九一八	ク
岡医院	岩美郡福部村大字海士四七一一	ク	平成十一年五月一日
土井医院	東伯郡東郷町大字松崎六七六一四	平成十一年四月十四日	平成十一年五月三十日
森広眼科	倉吉市上井町一丁目一五六一四	平成十一年四月三十日	平成十一年五月一日
加藤医院	八頭郡用瀬町大字用瀬三八二	平成十一年五月十二日	平成十一年五月一日
鳥飼内科	倉吉市昭和町一丁目六二	倉吉市上井町一丁目一五六一四	平成十一年五月一日
樋口医院	西伯郡西伯町大字福成一〇一三一二	平成十一年五月二十五日	平成十一年六月三日
西伯薬局	米子市車尾二二九四一	平成十一年七月十二日	平成十一年六月九日
よなご薬局	西伯郡岸本町吉長五八一一	平成十一年六月二十三日	平成十一年六月十五日
あすか薬局	ク	ク	ク
西伯郡岸本町吉長五八一一	ク	ク	ク

鳥取県告示第五百四十三号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆

者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第二十三号）第二十五条において準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成十一年八月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
せののお小児科内科医院	東伯郡赤崎町大字赤崎一九八四一一〇	平成十一年三月一日
みやもと産婦人科医院	鳥取市叶二九三一七	平成十一年三月四日
岡田内科クリニック	東伯郡三朝町大字三朝九六七一	平成十一年三月四日
湯川医院	東伯郡富安一丁目一二八一	平成十一年四月一日
たけのうち診療所	境港市竹内町七九一八	ク
医療法人社団土井医院	東伯郡東郷町大字龍島五〇八一	平成十一年四月十五日
さつきヶ丘クリニック	東伯郡北条町下神八一六一九一	平成十一年四月三十日
医療法人輝会森広眼科	東伯郡東郷町大字龍島五〇八一	平成十一年四月三十日
医療法人社団鳥飼内科	倉吉市昭和町一丁目六二	ク
野田整形外科医院	米子市上福原五丁目二二一六五	平成十一年五月一日
かのう歯科医院	鳥取市湖山町東一丁目二五一一	平成十一年五月一日
野坂純歯科医院	米子市西三柳八八二	平成十一年五月一日
加藤医院	八頭郡用瀬町大字用瀬三八二	平成十一年五月一日
はまゆう診療所	鳥取市野寺六一一	平成十一年七月一日
サフラン薬局	米子市祇園町二丁目二四一二〇	平成十一年七月一日
鬼守調剤薬局	日野郡溝口町溝口一七三一五	平成十一年七月十五日
フラー薬局	日野郡溝口町溝口二一一	平成十一年四月一日
有限会社境中央薬局	境港市上道町三三一七	平成十一年七月一日
よなご薬局	米子市車尾二二九四一	平成十一年六月二十六日
あすか薬局	西伯郡岸本町吉長五八一一	ク

鳥取県告示第五百四十四号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百七十九号）第十九条第一項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関から指定辞退の申し出があったので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十八条第二項の規定により告示する。

平成十一年八月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
湯川医院	東伯郡三朝町大字三朝九六七一	平成十一年三月一日
面谷外科医院	鳥取市吉方温泉四丁目三一五	平成十一年三月三十一日
岡田内科クリニック	鳥取市富安一丁目一二八一	ク
岡医院	岩美郡福部村大字海士四七一一	ク
たけのうち診療所	境港市竹内町七九一十八	ク
戸口田整形外科医院	米子市上福原五丁目二二一六五	平成十一年四月七日
土井医院	東伯郡東郷町大字松崎六七六一四	平成十一年四月十四日
鳥飼内科	倉吉市昭和町一丁目六二	平成十一年四月三十日
加藤医院	八頭郡佐治村大字加瀬木一三〇〇	平成十一年五月十二日
樋口医院	鳥取市野坂九一四	平成十一年七月一日
西伯薬局	西伯郡西伯町大字福成一〇一三一二	平成十一年四月三十日
あすか薬局	西伯郡岸本町吉長五八一一	ク
よなご薬局	米子市車尾一二九四一一	平成十一年六月三十日

鳥取県告示第五百四十五号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十七条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称又は所在地を変更した旨の届出があつたので、同令第二十五条において準用する同令第十七条第二項の規定により告示する。

平成十一年八月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

届出医療機関	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
NTT西日本鳥取健 康管理センタ	名 称	鳥取健康管 理所	NTT西日本鳥取健 康管理センタ	平成十一年七月 一日
オレンジ薬局	所 在 地	米子市福市 二三八七	米子市福市一七三三一	平成十一年四月 十八日
		九		

鳥取県告示第五百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、林業改善資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同令第二項の規定により告示する。

平成十一年八月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 委託の相手

鳥取日野森林組合

二 委託年月日

平成11年8月27日 金曜日

鳥取県公報

平成十一年四月一日

鳥取県告示第五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十一年八月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(二) 主伐として伐採をことができる立木は、河原町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡羽合町大字宇野字西又一 一九六三の四、一九六三の四三から一九六三の四七まで
二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第五百四十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年八月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第五百四十九号
次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年八月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡河原町大字湯谷字使混峴原野二九五の一、二九五の三から一九五の七五まで、二九六の一から二九六の五まで、二九七、二九八の一、二九八の二、字大平一九九、

- 一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡泊村大字園字二ノ細谷一五七の一から一一五七の三まで、一一五八の一

から一一五八の三まで、字横手下一一六二の一から一一六二の二まで

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をことができる立木は、泊村森林整備計画で定める標準

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

東伯郡泊村大字字谷向山一一〇〇、字岩伏一〇九九の六、一〇九九の七

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をことができる立木は、泊村森林整備計画で定める標準

- 伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次とおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年八月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字岩平六八七の二から六八七の四まで、六九一の三、六九

五の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (二) 主伐として伐採をができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準

- 伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次とおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年八月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成十一年八月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

二十六年法律第二百四十九号 第三十条の規定により告示する。

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡中山町御崎字烏山五三四の一、五三五の一、五四四の三、字東濱五五二、五
 五二の一、五五三、字東濱ノ上頭五五四の一から五四四の七まで、字馬背五五五の一
 から五五五の四まで、五五六、五五七の一から五五七の三まで、字阿弥陀山五六〇、
 五六〇の一、五六〇の一、五六一の一から五六一の三まで、五六二、五六二の一、五
 六三の一、五六三の一、字東山五七一から五七四まで、五七四の一、五七五の一、五
 七七、五七七の一、五七八、五七八の一、五七九、五七九の一、五八〇、五八〇の一、
 五八五、五八五の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、中山町森林整備計画で定める標準

(三) 伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和

(昭和

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字柄本字大杉ノ上七六・七六の一・七六の二・大字石井谷字上柿ノ内一〇〇・字牛ヶ平四〇九(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、四〇九の一

一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十一年八月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字湧見字深山ノ上六七二の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

鳥 取 県 公 報

三 解除の理由

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十一年八月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字測見字深山ノ上六七三の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十一年八月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字江波字大畑ヶ谷一〇四五の四二・一〇四六の一九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一〇四五の四七、一〇四五の四九、一〇四五の五〇、一〇四六の二三、一〇四六の二五、一〇四六の二六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十一年八月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町宮内字ノマズ一四一八の三、字アダ馬渡一四一九の三から一四一九の五まで、一四二〇の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備

鳥取県告示第五百五十七号

え置いて縦覧に供する。)

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年八月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町霞字妙見谷五九九の三（次の図に示す部分に限る。）、五九九の四

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)